

米軍嘉手納基地でのパラシュート降下訓練に対する意見書

本年10月29日、米軍嘉手納基地でのパラシュート降下訓練に対し、沖縄県や地元自治体（三連協）始め、政府も同訓練の中止要請をしてきたが、在沖米空軍は、同基地内での訓練を強行した。訓練は、午後6時45分ごろから始まり20人以上が降下し、今年4回目で過去最多となった。

平成8年のSACO（日米特別行動委員会）最終報告において、天候などによる「例外的な場合に限って使用する」ということを盾に、米軍は嘉手納基地内での同訓練を繰り返し強行してきた。しかし、同日、在沖米海兵隊が伊江島補助飛行場において同訓練を実施していることから、今回の訓練は天候を理由とする例外事由には当たらず、明らかなSACO合意違反であり、断じて容認できるものではない。

河野太郎防衛相も、「今回は例外的と言えるような状況の説明が米側から全くなく、また天候は例外事由には当たらない」と話し、日米合意違反、例外の乱用だと指摘している。

それにもかかわらず、在日米軍司令官は訓練を正当化し、「日本の皆様の理解と支援に感謝している」とのコメントは、住民感情を無視した身勝手な発言であり、強い憤りを禁じ得ない。

加えて、訓練は10月18日に着陸装置の部品を脱落させたMC-130J特殊作戦機と同型機が使用されたのみならず、日没後に行われたことや、伊江島での民間地への落下等の安全性が懸念され、また、負担軽減にも逆行し基地周辺住民は、不安な生活を余儀なくされ看過できるものではない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 米軍パラシュート降下訓練を全面禁止させること。
- 2 平成8年の日米合意を遵守し、「指定された地域以外でのパラシュート降下訓練を行う」等の例外的措置を撤廃させること。
- 3 SACO合意文書を公開すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月10日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長